

## ○本山町景観条例

(平成 24 年 12 月 17 日条例第 26 号)

### (目的)

第 1 条 この条例は、良好な景観の形成に関する基本的な事項及び景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることにより、本山町の豊かな自然や農林資源、歴史的、文化的資源などの良好な景観を、町、住民及び事業者等が協働して保全及び振興し、町民一人ひとりがよろこび、幸せを実感し、心豊かで希望の持てるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 良好な景観を保全し、又は景観を創造することをいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定するものをいう。
- (3) 工作物 建築物以外の工作物のうち規則で定めるものをいう。
- (4) 屋外広告物 屋外広告物法（昭和 24 年 6 月 3 日法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。

### (基本理念)

第 3 条 本山町の優れた景観は、町民共有の財産であり町民が将来にわたってその恩恵を享受して行く為には、町・住民・事業者等が景観に対する責任と適切な役割分担など、協働の基に形成されなければならない。

### (町の責務)

第 4 条 町は良好な景観の形成に関する施策（以下「施策」という。）を策定し、これを総合的にかつ計画的に実施するものとする。

- 2 町は、景観の形成に関する施策の策定及び実施にあたっては、住民の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 町は、建築物及び工作物の建設並びに道路その他の公共施設の整備等を行う場合には、景観の形成に先導的役割を果たすよう努めなければならない。
- 4 町は、町民及び事業者が景観の形成に積極的な役割を果たすことができるよう、景観に関する知識の普及及び意識の高揚を図らなければならない。

### (町民及び事業者等の責務)

第 5 条 町民及び事業者等は、自らの土地及び建築物その他の所有物が景観の形成の主体となっていることを認識し、自主的に景観の形成に努めなければならない。

- 2 町民及び事業者等は、町が実施する施策に協力し、ともにその推進に努めなければならない。
- 3 町民及び事業者等は、景観の形成に努めるとともに、相互に協力しなければならない。

ない。

(国及び地方公共団体等に対する協力要請)

第6条 町長は景観の形成を効果的に行う必要があると認める時は、国又は地方公共団体に対し、景観の形成に向けての協力を要請することができる。

(景観計画の策定)

第7条 町長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観の形成を総合的かつ計画的に進める為、その基本となる景観計画を定めなければならない。

2 重点的に景観の形成を図る必要があると認める区域を景観計画区域として指定することができる。

(景観形成基準)

第8条 町は、景観計画に区域を定めたときは、当該地区の景観形成基準を定めるものとする。

(景観重点地区)

第9条 町長は、法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域のうち、次のいずれかに該当する地域を景観重点地区として景観計画に定めることができる。

- (1) 優れた農村景観を有する地域
- (2) 歴史や文化景観を有する地域
- (3) 主要道路沿線で、景観の形成が必要な地域
- (4) その他町長が指定の必要を認める地域

(届出を要する行為)

第10条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、規則で別に定める。

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号に規定する景観計画区域内における届出を要しない行為は、規則で別に定める。

(助言及び指導)

第12条 町長は、行為の届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、届出をした者に対し必要な措置を講ずるよう助言し、または指導することができる。

(景観重要建造物の指定等)

第13条 町長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定することができる。

2 町長は、景観重要建造物の指定をしようとするときは、有識者並びに当該地区住

民、その他利害関係者の意見を聴かなければならない。

3 町長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 前3項の規定は、景観重要建造物の指定の解除についてそれぞれ準用する。

(景観重要樹木の指定等)

第14条 町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定することができる。

2 町長は、景観重要樹木の指定をしようとするときは、有識者並びに当該地区住民、その他利害関係者の意見を聴かなければならない。

3 町長は、景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

4 前3号の規定は、景観重要建造物の指定の解除についてそれぞれ準用する。

(景観審議会)

第15条 良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、本山町景観審議会を置くことができる。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、景観の形成に必要な事項を調査し又は審議するものとする。

3 審議会は、景観の形成に関する事項について、町長に意見を述べることができる。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

本条例は、公布の日より施行する。